

許可番号 第08320005026号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市南区福吉町31番24号

氏 名 株式会社衛生センター

代表取締役 八 田 高 志

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

許可の年月日 令和 3 年 2 月 18 日

許可の有効期限 令和 6 年 9 月 4 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理[焼却、生物処理、溶融]

(2) 産業廃棄物の種類

[焼却]

①当新田事業場:燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上11種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

②築港元町事業場:燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、動物の死体 以上15種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[生物処理]汚泥 以上1種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[溶融]廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)焼却施設

・当新田事業場

①[設置場所]許可の条件のとおり

②[許可年月日]平成10年6月9日 第(8)-1号

③[設置年月日]平成10年6月9日

④[処理能力]6.65t/日(廃プラスチック類換算)、48m³/日(廃油換算)(1日8時間稼働)

・築港元町事業場(1号機)(2号機)

①[設置場所]許可の条件のとおり

②[許可年月日](1号機)平成14年12月4日 第(3)-2号、第(8)-2号、第(13の2)-2号

(2号機)平成14年12月4日 第(3)-3号、第(8)-3号、第(13の2)-3号

③[設置年月日](1号機)平成15年3月20日

(2号機)平成26年3月25日

④[処理能力](1号機)混焼能力33t/日(1日20時間稼働) 1.38t/時間

(2号機)混焼能力33t/日(1日20時間稼働) 1.38t/時間

(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず)

・築港元町事業場(3号機)(4号機)

①[設置場所]許可の条件のとおり

②[許可年月日](3号機)令和元年12月20日第(3)-7号、第(5)-6号、第(8)-7号、第(13の2)-8号

(4号機)令和元年12月20日第(3)-8号、第(5)-7号、第(8)-8号、第(13の2)-9号

③[設置年月日](3号機)令和2年12月1日

複 写 無 効
株 衛 生 セ ン タ ー

<< 裏面に続く >>

(4号機)令和4年11月13日

④[処理能力](3号機)混焼能力47t/日(1日24時間稼働) 1.96t/時間

(4号機)混焼能力47t/日(1日24時間稼働) 1.96t/時間

(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、動物の死体)

(2)生物処理施設

①[設置場所]許可の条件のとおり

②[処理能力]10m³/日

(3)溶融施設

①[設置場所]許可の条件のとおり

②[設置年月日]平成12年1月17日

③[処理能力]1.92t/日

3. 許可の条件

(1)焼却を行う場所は、「岡山市南区当新田442番3外7筆(面積:5,992m²)」及び「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。

(2)生物処理を行う場所は、「岡山市南区当新田442番3外7筆(面積:5,992m²)」に限る。

(3)溶融を行う場所は、「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年 3月 7日 更新許可

平成29年 9月 5日 更新許可(優良認定)

令和 2年 8月19日 許可証書換え(住所の変更)

令和 3年 2月18日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加、焼却施設(築港元町事業場3号機)の追加)

令和 4年12月21日 許可証書換え(焼却施設(築港元町事業場4号機)の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



複写無効
(株)衛生センター